

平成 28 年

第 4 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

平成 28 年第 4 回志賀町議会定例会会議録

平成 28 年 11 月 29 日、第 4 回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前 10 時 0 分 開会)

(出席議員 16 名)

1 番	中 谷 松 助
2 番	福 田 晃 悦
3 番	稲 岡 健太郎
4 番	南 正 紀
5 番	寺 井 強
6 番	堂 下 健 一
7 番	南 政 夫
8 番	下 池 外巳造
9 番	須 磨 隆 正
10 番	越 後 敏 明
11 番	田 中 正 文
12 番	富 澤 軒 康
13 番	櫻 井 俊 一
14 番	林 一 夫
15 番	戸 坂 忠寸計
16 番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	関 田 勝 行
企 画 財 政 課 長	増 田 廣 樹
税 務 課 長	岡 部 亮

住 民 課 長	寺 澤 俊 彦
健康福祉課長	川 畑 智
環境安全課参事	宮 下 隆
商工観光課長兼情報推進課長	浜 村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長	細 川 一 元
富来病院事務長	高 野 正
会計管理者(会計課長)	山 口 勝 好
学校教育課長	山 本 政 人
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	竹 内 伸 二
議会事務局参事	村 井 直

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 議案第 71 号ないし第 92 号並びに諮問第 6 号及び第 7 号
(提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第 80 号ないし第 82 号並びに第 88 号及び第 89 号
(質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 6 町長提出 諮問第 6 号及び第 7 号 (即決)
- 日 程 第 7 委員会提出 発委第 3 号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)

(開 会 ・ 開 議)

越後敏明議長 ただ今の出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 28 年第 4 回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

越後敏明議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、11番 田中正文君、12番 富澤軒康君を指名します。

日程第2 会期の決定

越後敏明議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

越後敏明議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 議案第71号ないし第92号並びに諮問第6号及び第7号(提案理由説明)

越後敏明議長 次に、本日町長から提出のありました、議案第71号ないし第92号並びに諮問第6号及び第7号を一括して議題とします。

以上の案件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長 議長。

平成28年第4回志賀町議会定例会に提出しております議案の説明に先立ちまして、第25回全国消防操法大会に出場した本町消防団土田分団の活躍について

ご報告いたします。皆様もご承知のとおり、先月 14 日に長野市で開催された同大会に、土田分団が石川県代表として出場し、全国の精鋭分団 25 隊が出場する中で訓練の成果を十分に発揮され、最高の操法を披露し、見事準優勝という快挙を成し遂げました。

優勝した島根県の松江市消防団とは、同点でありながら 2 秒のタイム差ということで惜しくも優勝は逃したものの、初出場の全国大会で準優勝という輝かしい成績を収められたことを大変誇りに思っております。日々の厳しい訓練に励み、たゆまぬ努力を積み重ねてこられた分団員と関係の皆様、心から敬意を表するとともに、遠方にも関わらず応援に駆け付けていただきました議会及び関係者の皆様方に心より感謝を申し上げます。

それでは、町政の近況と、本議会に提案いたしました案件の概要等についてご説明いたします。

まず、第 2 次志賀町総合計画の策定についてであります。先月、平成 27 年の国勢調査の確定値が発表され、昨年 10 月 1 日現在の本町の人口は、5 年前に比べ約 8 パーセント、1,794 人減少し、20,422 人という結果となりました。世帯数においても 7,493 世帯と、平成 12 年以降減少に転じており、人口・世帯数とも減少に歯止めが掛からない状況が続いております。

さらに、今回の調査で高齢化率が 40 パーセントを超え、国の平均 26.6 パーセント、県の平均 27.9 パーセントに対して大変高い率となっており、ますます少子高齢化が進行している状況となっております。人口減少社会は、単なる人口規模の縮小ではなく、高齢者の増加と生産年齢人口の減少といった人口構造の変化をもたらすものであり、地域社会や経済に与える影響は大きいと考えられます。

町では、昨年 10 月に策定した志賀町創生総合戦略との整合性を図りながら、こうした人口動態の推移や社会情勢の変化等を踏まえ、今後 10 年の総合的な町づくりの将来ビジョンと町政のあり方を示す、第 2 次志賀町総合計画の策定作業を進めてきました。

総合計画は、序論、基本構想、基本計画の 3 部構成で取りまとめることとし、基本構想において設定した町の将来像は、町民憲章の理念を引き継ぎ、魅力と笑顔にあふれ未来に躍進するまちとしております。まちづくりの実現にあたっては、7 つの基本方針を設定し、定住人口の確保や交流人口の拡大により、地域の活力

を創出し、町民と本町を訪れた人すべてが幸せになれるまちづくりを目指すため、能登半島の豊かな自然と歴史に育まれた伝統文化からかもし出される地域の魅力を大切に守り、次代へと引き継いでいくことができる施策を推進していくこととしております。

なお、基本構想につきましては、今定例会に提出させていただきましたので、ご審議をお願いするものであります。また、各種施策を体系ごとにまとめる基本計画については、年度内の策定に向け、引き続き全庁挙げて取り組んでいるところでもあります。

次に、移住・定住の促進についてであります。本町では、今後のさらなる人口減少、少子化に伴う地域の活力の低下が懸念される中、これを少しでも緩和していくためには、移住・定住の促進が重要な施策であると考えております。その施策の一つとして、昨年 12 月から定住促進住宅地みらいとうぶの分譲を開始し、手厚い助成制度を設け、町外から若者世帯を呼び込み、安心して定住できる環境の整備を進めているところであります。

先の定例会では、分譲を開始したCブロック 32 区画のうち、残りが9区画となった旨の報告をさせていただきましたが、以降、新たに町外の方から3件、町内の方から2件の申し込みがあり、残すところ4区画となりました。この状況を踏まえると、今後もさらなる需要が見込まれることから、町では、新たにBブロックの宅地造成に取り掛かることとし、今定例会において宅地造成工事にかかる経費を補正予算に計上しております。

今後も、町民の皆様に住んで良かった、町外の方には住んでみたいと思っただけのまちづくりを目指し、本町の魅力をさらに引き出すための各種の施策に取り組んでいきます。

次に、交流人口の拡大と地域活性化についてであります。町では、観光客が減少する冬期間における誘客の促進を図るため、増穂浦海岸において、10月1日から西能登里浜イルミネーション・ときめき桜貝廊を実施しています。会場一帯が鮮やかなLEDの電飾で、幻想的な空間が創り出され、訪れる方々を魅了し、ホームページやSNSでのPR効果などもあって、町内外からの多数の方々にご来場いただいております。

会場周辺の飲食店など 25 店舗の皆様には、自主的にスタンプラリーを実施す

るなど、積極的に賑わい創出に取り組んでいただいております。また、旅行会社が輪島市のあぜのきらめきイベントと併せた、日帰りツアーを企画することにも結び付いており、交流人口の拡大と地域の活性化に大いに貢献しているものと思っております。本イベントについては、こうした状況に加え、正月の帰省客にも見てもらいたいという地元の方々の強い要望もあることから、町賑わい創出委員会では、当初、開催期間を12月25日までとしておりましたが、来年1月10日まで延長することとしておりますので、町民の皆様には、ぜひPRしていただきたいと考えております。

次に、こうした地方創生の取り組みに関連する事業である地域おこし協力隊についてであります。先の定例会において、隊員1名の委嘱について報告をしましたが、加えて、さらなる町のスポーツ振興を図るため、今年1日、新隊員として、元Jリーガーの林丈統さんに委嘱状を交付したところであります。

林さんは、奈良市出身で、全国高校サッカー選手権大会で得点王に輝き、その後、ジェフユナイテッド市原や京都パープルサンガなど、J1で活躍されました。現在、町内に住みながら、町総合体育館でスポーツ指導員を務め、志賀中学校サッカー部の指導もしていただいております。町としては、実績のある方に来ていただいたことで、本町のスポーツ振興と町民の健康増進につながるものと期待しており、若い方ならではの発想と行動力で、町を大いに盛り上げていただきたいと思っております。

次に、ふるさと納税の推進についてであります。町では、本年9月からインターネットによる申し込みやクレジットカード決済など、手続き面での利便性を向上させるとともに、ふるさと納税専門サイトに登録し、志賀町優良特産品や町内宿泊利用商品など寄附者に対する返礼品を充実させ、利用拡大を図ってきたところであります。その結果、昨年度は19件、123万円の実績でありましたが、今年度は、昨日までに543件、2,004万4,000円の申し込みを受けております。

ふるさと納税の返礼品として活用している町優良特産品については、今年も引き続き募集を行い、10月6日の審査会において、新たに41点が推奨され、昨年の21点を加えると計62点と、ラインナップが充実してきました。これらの特産品については、12月2日に、本町の観光大使の島津悦子さんをお招きし、町優良特産品発表会を開催することとしております。併せて、充実したふるさと納税

返礼品を掲載したカタログを作成するほか、町ホームページやふるさと納税専門サイトの情報を随時更新しながら、全国に向けて、志賀町ブランドの特産品を広く情報発信することで、町の認知度・魅力の向上を図り、さらなる産業振興の利用拡大につなげていきたいと考えております。

次に、ころ柿のG I登録についてであります。先月 12 日、本町の優良特産品であるころ柿が、能登志賀ころ柿の名称で、農林水産省が食品などをブランドとして保護する地理的表示保護制度、いわゆるG Iに登録されるという嬉しいニュースがありました。

県内では、加賀丸いもに続いて2例目となるもので、G Iに登録申請したJA志賀では、今後、日本の高品質な食品が富裕層に人気となっている台湾や香港、シンガポールなどの海外への出荷も視野に入れているようであります。また、昨日、初競りが行われ、金沢の市場で最も高いものは一箱1万円で、大阪の市場においては、大手百貨店が一箱10万円で競り落としたそうです。

高齢化と後継者不足のため、ころ柿の生産農家が減少している状況ではありますが、今回のG Iの登録を機に、品質の維持向上や加工技術の伝承はもとより、担い手の確保や生産農家の所得向上につながることを期待しております。町としましても、地域の大切な財産を守り育てるため、できる限りの支援をしていきたいと考えています。

次に、原子力防災訓練についてであります。今月 20 日、国の原子力災害対策指針や県、関係市町等の地域防災計画に基づく総合的な訓練として、関係機関相互の連携強化や住民の防災意識の向上を図ることを目的に、石川県原子力防災訓練が実施されました。

訓練では、自家用車やバスによる白山市及び能登町の広域避難所への避難訓練のほか、文化ホールや富来小学校、はまなす園等の放射線防護施設への要配慮者等の避難訓練、防護施設の稼働訓練を実施しております。また、地震の影響による道路寸断を想定し、自衛隊による仮橋設置作業や車両、ヘリコプターによる避難訓練のほか、海上から船舶による避難訓練も行われました。さらに、オフサイトセンターと本町災害対策本部をはじめとした関係自治体、関係機関とのテレビ会議により情報共有を行い、連携、対応手順の確認を行ったところであります。

こうした訓練を繰り返し行うことで、避難計画等の実効性を高め、原子力防災

対策の拡充に活かしていきたいと考えております。訓練にご協力をいただきました町民の皆様と関係機関の方々に深く感謝を申し上げます。

次に、志賀原子力発電所についてであります。志賀原子力発電所では、9月28日未明からの大雨により発電所構内の道路が冠水し、その雨水の一部が2号機の原子炉建屋内へ流入する事象が発生しました。幸い、安全上、重要な設備への影響はなかったものの、浸水範囲が拡大していれば、重要な安全機能を喪失していた可能性を否定できないと指摘されており、町としても、大変重要な問題として受け止めております。

北陸電力には、今後予定されている最終報告書の提出に際しては、原子力規制委員会や県及び町から出された意見を踏まえ、事象発生に至った経緯や根本にある原因、並びに再発防止対策についてしっかりと明記し、地域住民をはじめ広く町民に対し丁寧に説明するよう求めていきます。

また、新規制基準への適合性審査の状況については、現在、次回の審査会合に向け、原子力規制庁による敷地内破碎帯の追加データを含めた資料のヒアリングが行われているようではありますが、町としては、引き続きその動向を注視していきます。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、順を追ってその大要をご説明申し上げます。案件は、平成28年度の各会計の補正予算をはじめ、第2次志賀町総合計画基本構想の策定、条例の制定及び一部改正、工事請負契約の変更契約及び財産の取得、公の施設の指定管理者の指定に係る議案が22件、人権擁護委員候補者の推薦についての諮問が2件、合わせて24件であります。議案第71号から議案第76号までは、平成28年度の各会計の補正予算であります。

議案第71号 平成28年度志賀町一般会計補正予算（第3号）については、歳入では、住民税や固定資産税の増収見込みによる町税の増額のほか、ふるさと納税寄附金やみらいとうぶなどの土地売払収入による増額などが主なものであります。歳出では、人事院勧告に伴う人件費の増額や国の補正予算に関連した各事業費の補正のうち、臨時福祉給付金給付事業やみらいとうぶBブロックの宅地造成事業、原子力災害対策施設整備事業費の増額などを主として、所要額を補正するものであります。

議案第 72 号 平成 28 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では、過年度の医療給付費交付金の確定に伴う増額及び基金からの繰入金を減額し、歳出では、事業費の不足又は確定見込みにより、保険給付費及び前期高齢者納付金を増額し、後期高齢者支援金及び介護納付金を減額するなど、所要額を補正するものであります。

議案第 73 号 平成 28 年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では、一般会計繰入金を減額し、歳出では、人事異動に伴う職員給与費の減額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第 74 号 平成 28 年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では、国庫支出金、県支出金及び町繰入金を減額し、歳出では、職員の育休に伴う人件費の減額等、所要額を補正するものであります。

議案第 75 号 平成 28 年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では、健診収入及び手数料を増額し、歳出では、人事院勧告に伴う人件費の増額等、所要額を補正するものであります。

議案第 76 号 平成 28 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入では、落雷等により破損したケーブルテレビ接続器や防災行政無線設備の災害共済給付金及び平成 27 年度分の消費税額の確定に伴う還付金を増額し、歳出では、落雷等により破損した接続機器の購入費等の増額、防災行政無線屋外子局蓄電池設備更新工事の精算による減額等を主とし、所要額を補正するものであります。

次に、議案第 77 号は、第 2 次志賀町総合計画基本構想の策定についてであります。平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年を計画期間とする、第 2 次志賀町総合計画基本構想の策定にあたり、志賀町議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 78 号から議案第 87 号については、条例の制定及び一部改正についてであります。

議案第 78 号 志賀町簡易水道事業等を志賀町水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例については、平成 29 年度より、志賀町簡易水道事業を志賀町水道事業に統合するとともに、鶴野屋・地保飲料水供給施設事業に地方公営企業法を適用し、水道事業に会計統合するにあたり、関係条例の整理を行

うものであります。

議案第 79 号 志賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、勤務時間法改正の人事院勧告に基づき、民間労働法制の改正内容を踏まえ、勧告に準じた条例の改正を行うものであります。

議案第 80 号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 81 号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、一般職の国家公務員給与改定に準じ、特別職の国家公務員の特別給が改定されたことに伴い、期末手当の支給月数について、所要の改正を行うものであります。

議案第 82 号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告により一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことから、同勧告に準じて、給料表や勤勉手当、扶養手当や医師に係る初任給調整手当などについて、所要の改正を行うものであります。

議案第 83 号 志賀町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例については、職員の配偶者同行休業に関する人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 84 号 志賀町税条例の一部を改正する条例については、地方税法及び所得税法等の一部改正に伴い、軽自動車税について、グリーン化特例の適用期限を1年延長するとともに、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人住民税の課税の特例を導入するための、所要の改正を行うものであります。

議案第 85 号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、所得税法等の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を導入するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 86 号 志賀町保育所条例の一部を改正する条例については、現在休止している保育園について、施設の転用及び取壊しを実施するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 87 号 志賀町体育施設条例の一部を改正する条例については、利用者ニーズに基づくスポーツ振興・健康増進事業の推進及び施設の有効利用と管理運営の効率化を図ることを目的に、体育施設の一部において指定管理者制度を導入するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第 88 号及び議案第 89 号については、工事請負契約の変更契約及び財産の取得についてであります。

議案第 88 号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更については、志賀町総合武道館改修工事の変更契約を行うものであります。外壁補修工事の施工箇所数等の増加のほか、オリンピック合宿誘致に向けた吊縄の設置や柔道場畳の表替え、総合体育館の空調設備等にも対応した容量のキュービクルに変更する必要が生じたことから、契約金額に 1,004 万 4,000 円を増額し、1 億 7,182 万 8,000 円に変更するものであります。

議案第 89 号 財産の取得については、志賀小学校及び富来小学校の I C T 機器を購入するにあたり、株式会社石川コンピュータ・センター 代表取締役社長多田和雄から 1,404 万円で取得するものであります。

議案第 90 号から議案第 92 号については、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

議案第 90 号 志賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、及び議案第 91 号 志賀町ショートステイの指定管理者の指定については、現在、社会福祉法人はまなす会が指定管理している当該施設の指定期間が、平成 29 年 3 月 31 日で満了となるため、引き続き社会福祉法人はまなす会を指定管理者として、平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定するものであります。

議案第 92 号 志賀町体育施設の指定管理者の指定については、新たに指定管理者制度を導入するもので、利用者ニーズに基づくスポーツ振興・健康増進事業の推進及び施設の有効利用と管理運営の効率化等を図るため、全国的にスポーツ施設の管理運営を実施している、大阪市のミズノスポーツサービス株式会社を指定管理者として、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間、指定するものであります。

続いて、諮問第 6 号及び諮問第 7 号については、いずれも平成 29 年 3 月 31 日をもって任期が満了となる人権擁護委員について、再推薦及び新たに推薦するにあたり、それぞれ議会の意見を求めるものであります。

諮問第 6 号については、富来領家町の村上栄子氏を再推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。諮問第 7 号については、大島の三津幸子氏に代わり、同じく大島の三好つる江氏を新たに推薦するにあたり、議会の意見を求め

るものであります。

以上、本定例会提出案件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

越後敏明議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 議案第80号ないし第82号並びに第88号及び第89号（質疑、委員会付託、討論、採決）

越後敏明議長 ただ今、町長から提出されました案件のうち、議案第80号ないし第82号並びに第88号及び第89号を一括して議題とします。

(質 疑)

越後敏明議長 これより、各案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

越後敏明議長 お諮りします。

各案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は、省略することに決しました。

(討 論)

越後敏明議長 これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい議長

越後敏明議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。私は、議案第 80 号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 81 号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、の 2 つの議案に対し反対の討論をさせていただきます。

この議案は、いずれも、いわゆる議員と特別職、つまり町長、副町長、教育長のボーナスの引き上げになります。町民の多くは、この間、年金は下げられ、物価値上げや消費税や介護保険料などのアップを浴びています。とくに特別職に至っては、もともと厚い報酬のため引き上げる必要はないと思います。一般職と区別すべきとの思いから、議案第 80 号と議案 81 号の 2 つの議案に対しましては反対をさせていただきます、反対討論とさせていただきます。

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 討論を終結します。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決します。

いずれの議案も起立によって行います。

まず、議案第 80 号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14 名)

越後敏明議長 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 81 号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14 名)

越後敏明議長 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 82 号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 88 号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について「志賀町総合武道館改修工事」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 89 号 財産の取得について「ICT機器」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 町長提出 諮問第 6 号及び第 7 号（即決）

越後敏明議長 次に、町長から提出されました案件のうち、諮問第 6 号及び第 7 号を一括して議題とします。

(質疑・委員会付託・討論の省略)

越後敏明議長 お諮りします。

両件につきましては、人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決しました。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決します。

諮問第6号及び第7号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを一括して採決します。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に付き、志賀町富来領家町の村上栄子氏、志賀町大島の三好つる江氏をそれぞれ適任として答申することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、両件は、適任として答申することに決しました。

日程第7 委員会提出 発委第3号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)

越後敏明議長 次に、本日、議会運営委員会委員長から提出のありました、発委第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

本案の提出者から説明を求めます。

議会運営委員会委員長 戸坂忠寸計君。

戸坂忠寸計議会運営委員会委員長 議長。

今定例会において議会運営委員会から提出しました、発委第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、説明をさせていただきます。

我々、地方議会議員の年金制度は、平成23年6月に廃止されました。これは、平成の大合併に伴い市町村の議会議員が急激に減少し、年金財政が悪化したことによるものであります。制度の廃止以降、現役の議員は、個々に国民年金や個人年金などに加入していますが、議員という公職における退職後の保障制度がなくなったことで、将来設計ができないという理由から多くの市町村では議員のなり手不足が問題となっております。

このため、議員年金制度を創設するためには、新しく法整備が必要との観点に立ち、我々が加盟する全国町村議会議長会は、国に対して法整備を求める決議をしました。ついては、我々、志賀町議会におきましてもその声を上げるものであります。一部報道によりますと、今国会での地方議員年金法案が提出を見送られ

るとのことではありますが、早期に制度を創設するよう、国に求めてまいりたいと思います。

議員職が、ボランティアではなく、公の職業としての制度の確立を要望するものでありますので、議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解のうえ、議会活性化のためにも、何とぞご賛同いただきますことをお願い申し上げ、説明いたします。よろしくお願いいたします。

越後敏明議長 説明を終わります。

(質 疑)

越後敏明議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

越後敏明議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい議長。

越後敏明議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 私は、発委第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてに対し、反対の立場から反対討論を行います。

本案は、地方議会議員の厚生年金制度への加入ということですが、やはり年金は、会社勤めの方も自営業、農林漁業の方も等しく最低限の生活の保障が必要と思います。全体の年金の一元化の中で、議員も考えていくべきと思います。もちろん多く掛けられた方は、割高となるのは当然であります。厚生年金化ということは、折半ですから税金を半分使うということになります。よって、町民の理解は得られないと思います。よって、発委第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については反対し、反対討論とさせていただきます。

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 討論を終結いたします。

ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12名)

越後敏明議長 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

(休 会)

越後敏明議長 次に、休会の件についてお諮りします。

議案調査等のため、明30日から12月5日までの6日間は、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、明30日から12月5日までの6日間は、休会することに決しました。

今回は、12月6日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時43分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第41号

閉会中の継続審査について

- ・総務産業建設常任委員会委員長

- 2 議長報告第 42 号
委員会審査報告書（平成 28 年 9 月 15 日）
 - ・総務産業建設常任委員会委員長

- 3 議長報告第 43 号
委員会審査報告書（平成 28 年 9 月 21 日）
 - ・総務産業建設常任委員会委員長

- 4 議長報告第 44 号
入札結果報告について
(平成 28 年 9 月 29 日 11 件)
(平成 28 年 10 月 13 日 21 件)
(平成 28 年 10 月 26 日 7 件)
(平成 28 年 11 月 10 日 8 件)
(平成 28 年 11 月 24 日 8 件)

- 5 議長報告第 45 号
例月出納検査の結果について
(平成 28 年 9 月 26 日実施分)
(平成 28 年 10 月 24 日実施分)
(平成 28 年 11 月 24 日実施分)

- 5 議長報告第 46 号
定期監査（後期分）の結果について
 - ・生涯学習課

- 6 議長報告第 47 号
法人の経営状況について
 - ・株式会社志賀町振興サービス

7 議長報告第 48 号

委員会所管事務調査等報告書

- ・ 総務産業建設常任委員会委員長
- ・ 教育民生常任委員会委員長
- ・ 議会改革調査特別委員会委員長